

主な指摘事項等

[施設・入所系サービス]

○障害者支援施設 ○共同生活援助 ○短期入所

令和7年度越谷市障害福祉サービス集団指導
福祉部福祉総務課

内容

本資料の内容は次のとおりです。
適切な事業所運営にお役立てください。

●重要な確認ポイントと主な指摘事項

- ①運営基準関係 …… 3ページ
- ②報酬関係 …… 17ページ

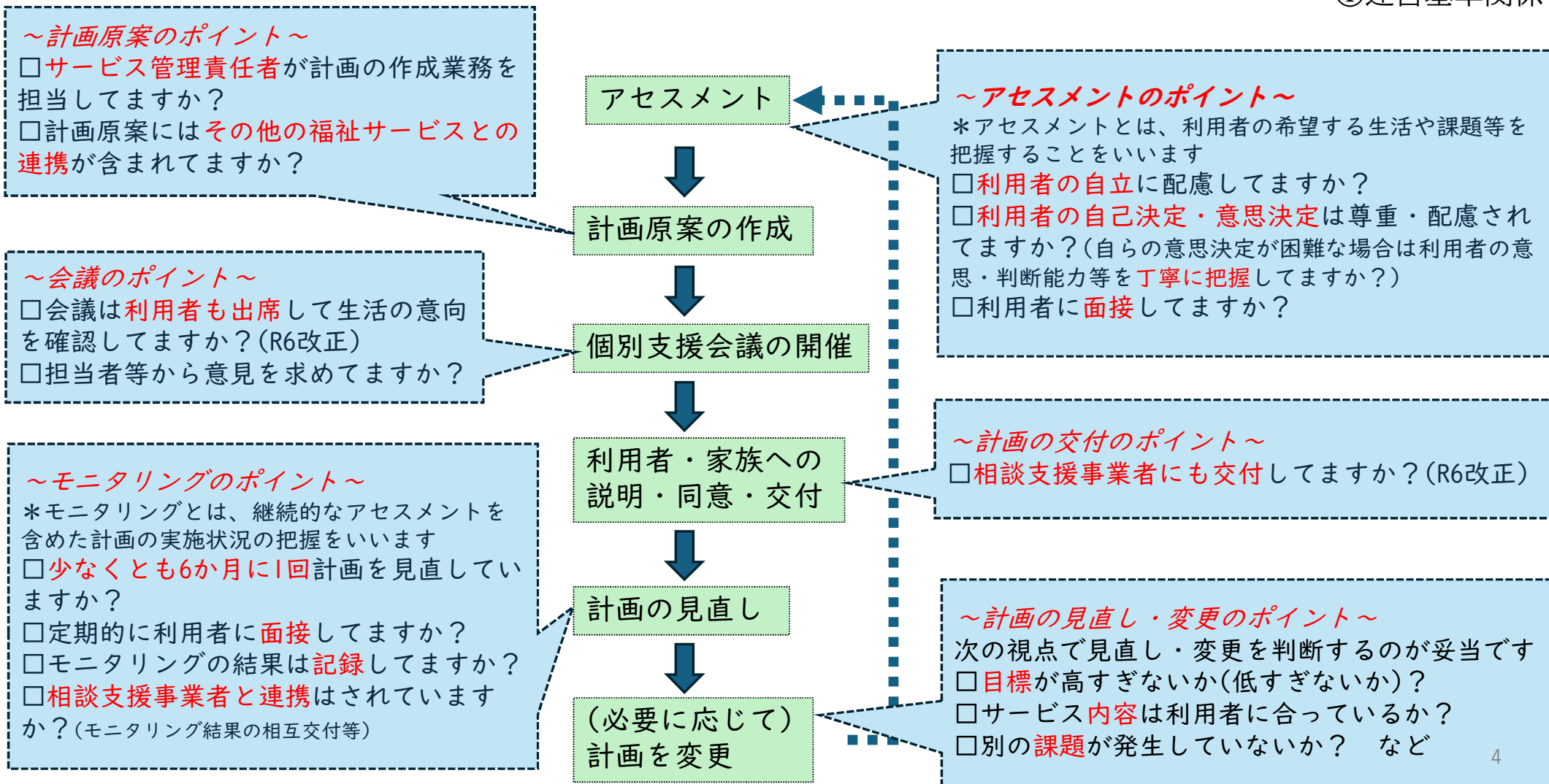
①運営基準関係

運営基準について、実際に事業所で指摘があった内容を踏まえて、押さえてほしいポイントを解説します。

1. 個別支援計画の作成等
～計画相談支援と障害福祉サービス事業者の関係～
2. 情報公表制度に基づく報告
3. 業務継続計画（BCP）
4. 虐待の防止措置
5. 身体拘束に関する措置
6. 衛生管理（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）
7. その他

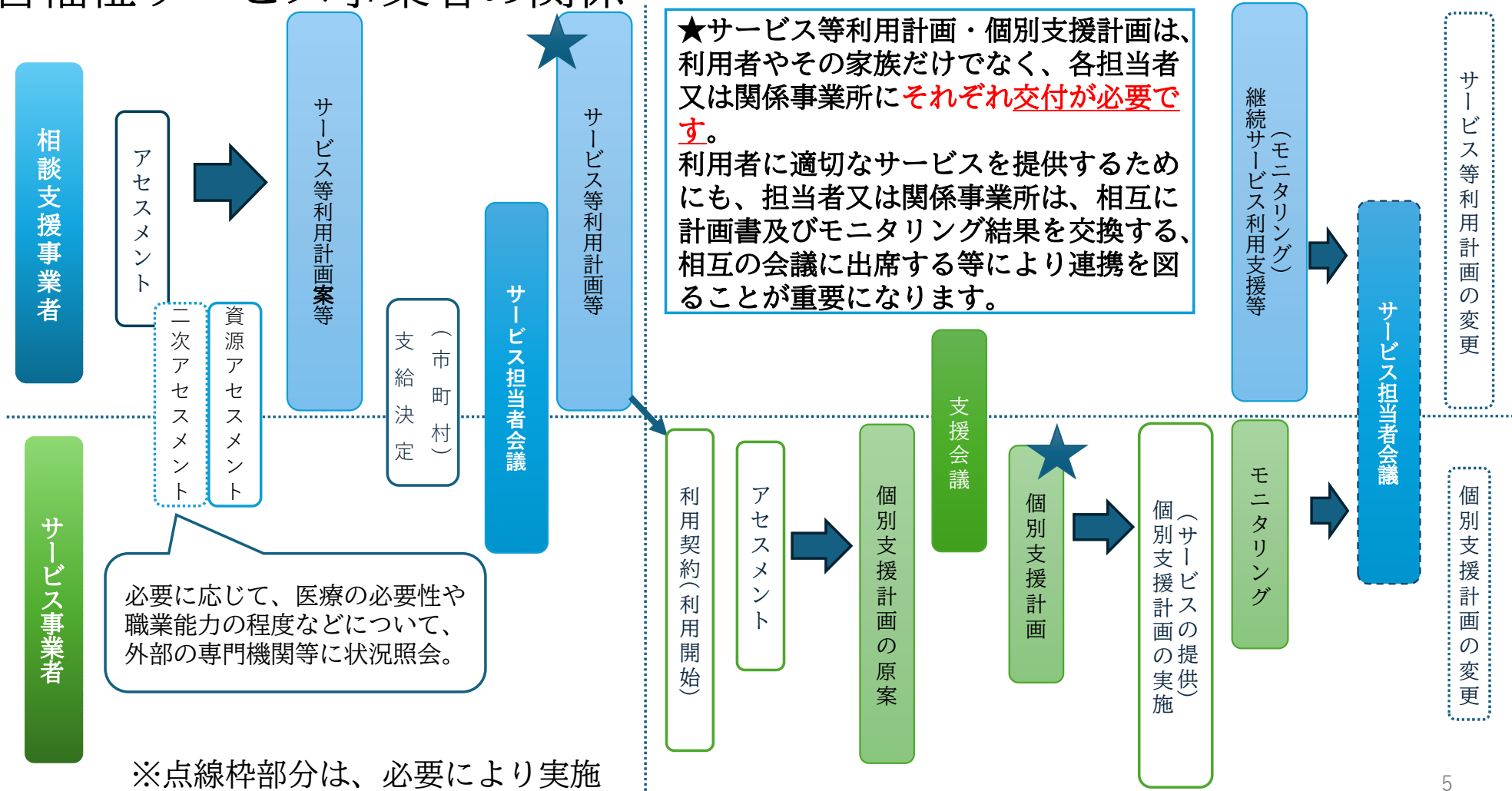
1. 個別支援計画の作成等

●重要な確認ポイントと主な指摘事項 ①運営基準関係



計画相談支援と 障害福祉サービス事業者の関係

●重要な確認ポイントと主な指摘事項
①運営基準関係



令和6年度実地指導 指摘事項（個別支援計画抜粋）

第4 運営に関する基準／指摘があったサービス種別

●共同生活援助計画の作成等／共同生活援助・短期入所

- ・個別支援会議前に、個別支援計画の原案を作成していなかった
- ・個別支援計画の作成にあたり、原案の作成及び担当者会議の開催を行っていなかった
- ・個別支援会議に利用者が同席していなかった
- ・個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た後に、個別支援計画の作成に係る会議を開催している例があった
- ・個別支援計画の作成に係る会議について、会議を開催していない例（出席者が1人で実質的に会議とは認められない例を含む）、サービス提供にあたる担当者が出席していない例、利用者が同席していない例があった
- ・計画を作成した際に、指定特定相談支援事業者へ交付していなかった
- ・一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められる障害者の個別支援計画について、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を位置付けていなかった

2. 情報公表制度に基づく報告

対象	改定の内容
全サービス	●事業所に関する情報（事業所の名称、所在地、電話番号、代表者名、サービスの種類、利用定員、従業員数、利用料金など） ●サービスに関する情報（サービス内容、利用時間、利用料金、利用の手続き、利用者の権利、苦情の申し立ての方法など） ●職員に関する情報（職員の資格、経験、研修内容など） ●その他（サービス提供に関する方針、利用者のプライバシー保護に関する取り組みなど） ➡これらの情報を適切に公表していない場合は、減算されます。 インターネット上や書面掲示等で情報閲覧ができるよう、原則として上記の情報等をウェブサイトに掲載・公表しなければならない。 ➡<u>法人のホームページ等または障害福祉サービス情報公表システム（WAM NET）に掲載してください。</u>

〔令和6年度実地指導 指摘事項〕 ●共同生活援助サービス費
☞ 情報公表対象サービス等に係る報告を行っていませんでしたので、速やかに報告してください。

3. 業務継続計画（BCP）

種別	内容	研修 (定期的+採用時が望ましい)	訓練・シュミレーション (定期的)
感染症	a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う。 ※感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。	役割分担の確認、感染症が発生した場合に実践するケアの演習等 ※感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。
災害	a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携	業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う	役割分担の確認、災害が発生した場合に実践するケアの演習等

〔令和6年度実地指導 指摘事項〕 **※令和6年4月1日から義務化しています。**

- ☞ ・ 感染症（又は災害）発生時の計画を策定していなかった
- ・ 従業者に対し、研修及び訓練を定期的の実施していなかった
- ・ 業務継続計画の内容が不十分だった
- ・ 訓練を実施しているが記録がなかった

4. 虐待の防止措置

委員会 (定期的 ※年1回を推奨)	指針	研修 (定期的＋採用時)	担当者
イ 事業所内の組織 ロ 指針の整備 ハ 職員研修の内容 ニ 相談・報告できる体制整備 ホ 市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法 ヘ 再発の確実な防止策 ト 再発防止策の効果についての評価 ※他の会議体と一体的に設置・運営可能	イ 基本的考え方 ロ 事業所内の組織 ハ 職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制 ヘ 成年後見制度の利用支援 ト 苦情解決方法 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧 リ その他	虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。	虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

〔令和6年度実地指導 指摘事項〕 **※令和6年4月1日から義務化しています。**

- ☞ ・委員会について、開催していなかった例、研修と同一内容で検討内容が確認できない例、従業者に結果を周知したか確認できない例があった
- ・委員会について、研修と一体的に開催していることを記録から確認できなかった
- ・虐待の防止のための研修について、実施記録がなかった

5. 身体拘束に関する措置

●重要な確認ポイントと主な指摘事項

①運営基準関係

各サービス「(具体的)取扱方針」より身体的拘束の部分を抜粋

- ・サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない
- ・前号の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない
- ・身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない

①委員会(3月に1回以上)	②指針	③研修(年1回以上+採用時)
イ 報告様式の整備 ロ 発生ごとの記録と報告 ハ 報告事例の集計・分析 ニ 発生原因・結果の取りまとめと適正性・適正化策を検討 ホ 事例・分析結果の周知 ヘ 適正化策の効果の評価 ※他の会議体と一体的に設置・運営可能	イ 基本的考え方 ロ 事業所内の組織 ハ 職員研修に関する基本方針 ニ 身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧 リ その他	身体的拘束等の適正化のための基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき、適正化の徹底を行う

〔令和6年度実地指導 指摘事項〕 **※令和6年4月1日から義務化しています。**

- ・委員会を開催した(研修と一体的に開催した)記録を確認できなかった
- ・委員会について、研修と同一内容で検討内容が確認できない例、開催頻度が少ない例があった
- ・研修について、実施記録がなかった

6. 衛生管理（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

委員会 (おおむね3月に1回以上)	指針	研修（年1回+採用時が望ましい）	訓練・シュミレーション（年1回）
・ 感染対策の知識を有する者（外部の者も含め）の参画を積極的に得つつ、幅広い職種により構成することが望ましい ・ 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要	a 平常時の対策 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 b 発生時の対応 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等 ※発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要	感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行う ※業務継続計画（感染症）の研修と一体的に実施することも差し支えない。	役割分担の確認、感染対策をした上での支援の演習等 ※業務継続計画（感染症）の訓練と一体的に実施することも差し支えない。

〔令和6年度実地指導 指摘事項〕 **※令和6年4月1日から義務化しています。**

- ☞ ・ 感染症及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、研修と同一内容で検討内容が確認できない例、委員会の内容を周知しているか確認できない例、開催頻度が少ない例があった
- ・ 研修及び訓練の実施記録がなく確認できない ・ 訓練を実施していなかった
- ☞ ・ BCP（感染症）と感染症及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催や、研修・訓練を一体的に行う場合は、それぞれの趣旨を踏まえて行うことが重要です。
- ・ 研修や訓練、委員会の実施記録（検討内容等含む）などを保管してください。

●重要な確認ポイントと主な指摘事項

①運営基準関係

●運営基準(研修及び委員会)まとめ

項目	計画・指針等	委員会	研修	訓練	未実施減算
業務継続計画 (BCP)	計画策定 (感染症)	—	年2回(短期入所・GHは年1回)(+採用時) ※感染症研修と一体可	年2回(短期入所・GHは年1回) ※感染症訓練と一体可	減算あり
	計画策定 (災害)	—	年2回(短期入所・GHは年1回)(+採用時)	年2回(短期入所・GHは年1回)	減算あり
感染症	指針整備	3月に1回	年2回+採用時	年2回	—
虐待	指針整備	定期的(少なくとも年1回)	年1回+採用時	—	減算あり
身体拘束	記録作成 指針整備	定期的(少なくとも年1回)	年1回+採用時	—	減算あり

※研修について、「+採用時」とある研修は新規採用時に必ず行ってください。一方「(+採用時)」は行うことが望ましいとされています。
新規採用後すぐに全体の法定研修が予定されている場合はその研修に参加することで個別に行う必要はありませんが、サービス提供前に行われることが望ましいです。

7. その他

令和6年度実地指導 指摘事項

第4 運営に関する基準／指摘があったサービス種別

●掲示／共同生活援助・短期入所

事業所内に重要事項を記載した書面を掲示、または、備え付けていなかった

- ☞ ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を掲示、または、備え付けてください。

7. その他

令和6年度実地指導 指摘事項

第4 運営に関する基準／指摘があったサービス種別

●勤務体制の確保等／共同生活援助

- ・ハラスメント防止についての方針等が明確化されていなかった
- ・ハラスメントについての相談に適切に対応するために、必要な体制の整備をしていなかった

☞ ・ハラスメント防止について、方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に適切に対応するために必要な体制の整備などの措置を講じてください。

7. その他

令和6年度実地指導 指摘事項

第4 運営に関する基準／指摘があったサービス種別

●サービスの提供の記録／共同生活援助、短期入所

サービス提供記録について、サービスを提供した旨の確認を利用者等から受けていなかった

- ☞ ・ サービス提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項の記録について、確認を受けてください。

7. その他

令和6年度実地指導 指摘事項

第4 運営に関する基準／指摘があったサービス種別

●利用者負担額等の受領／共同生活援助

一時的に体験的な利用が必要と認められる障害者の利用者負担(家賃等)について、本入居時の額で請求している例があった

- ☞ ・利用者負担について適正に請求してください。なお、多く請求した分については返還してください。

③報酬関係

報酬関係で押さえていただきたいポイントをお伝えします

- (1) 減算となる場合
- (2) 加算請求について
- (3) 不正請求について
- (4) 令和6年度実地指導 指摘事項

(1) 減算となる場合

- 減算となる場合を次から一覧で示します。
(ここでは加算要件不充足の場合を除きます)
- 知らない減算があった場合は、内容の詳細を別途確認ください
➡万が一減算未対応が判明した場合は、過誤調整をしてください。

(1) 減算となる場合（R6報酬改定の再確認）

減算	算定要件
情報公表未報告減算 【全サービス】	情報公表制度に基づく報告が未実施の場合
業務継続計画未策定減算 【全サービス】	- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画＝Business Continuity Planning）を策定していない場合 ※感染症若しくは災害のどちらか一つでも未策定なら減算 - 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない場合
虐待防止措置未実施減算 【全サービス】	虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合 ※①～④のうち、一つでも講じられていなければ減算 ① 虐待防止委員会の定期開催 ② 虐待防止指針の整備 ③ 虐待防止研修の定期実施（定期的＋新規採用時）④ 虐待防止担当者の設置
身体的拘束廃止未実施減算 【全サービス】	身体的拘束等について、以下の措置を講じていない場合 ※①～④のうち、一つでも講じられていなければ減算 ① 拘束の様態、時間、入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由の記載 ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期実施 ③ 身体的拘束等の適正化のための指針の整備 ④ 身体的拘束等の適正化のための研修の定期実施（年1回以上＋新規採用時）

●重要な確認ポイントと主な指摘事項

③報酬関係

※障害者支援施設：施設入所支援・生活介護

(1) 減算となる場合

名称	概要	※対象サービス
【共通】		
定員超過利用減算	利用者の数が利用定員を所定の割合超過した場合	障害者支援施設、短期入所
人員欠如減算	従業者の員数が所定の割合欠如した場合 〔看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員、サービス管理責任者〕	障害者支援施設
	従業者の員数が所定の割合欠如した場合 〔従業者、生活支援員、夜勤時間帯に夜勤を行う生活支援員〕	障害者支援施設
	従業者の員数が所定の割合欠如した場合 〔サービス管理責任者、世話人又は生活支援員〕	共同生活援助
個別支援計画未作成減算	個別支援計画の作成が適切に行われていない場合 ・ サービス課管理責任者の指揮下で計画作成がされていない ・ 基準に規定する個別支援計画等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない	障害者支援施設、共同生活援助

●重要な確認ポイントと主な指摘事項

③報酬関係

※障害者支援施設：施設入所支援・生活介護

(1) 減算となる場合

名称	概要	※対象サービス
【各種サービス】		
栄養士の配置	配置されている管理栄養士又は栄養士が非常勤の場合、又は配置されていない場合	障害者支援施設
夜勤職員欠如減算	夜勤時間帯に夜勤を行う生活支援員の員数が所定の割合欠如した場合	障害者支援施設
開所時間減算	開所時間が4時間未満	障害者支援施設
短時間利用減算	利用時間5時間未満の利用者が全利用者の半数以上	障害者支援施設
定員過多	定員81人以上の事業所の場合	障害者支援施設
医師未配置減算	医師配置がない場合	障害者支援施設
大規模居住等減算	入居定員や所定の住居形態による入居定員の規模による	共同生活援助
大規模減算	単独型で20床以上の場合	短期入所

(2) 加算請求について

加算の算定要件が一つでも不充足の場合は、過誤調整となります。

各自算定要件を自己点検し、万が一不充足が判明した場合は、遡って過誤調整をしてください。

＊ R6監査でも過誤調整を依頼させていただいたケースが複数ありました

- 算定要件は、いわゆる「報酬告示」に規定されています。
正式名称：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）」
- 「報酬告示」を補完するいわゆる「留意事項通知」も必要に応じて参照してください。
正式名称：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）」

(3) 不正請求について

不正請求とは、法令や基準に違反し、かつそれを偽って報酬を請求することをいいます。

注意点①：事情によっては、減算不適用や加算要件不充足の場合であっても、単なる過誤調整ではなく、不正請求に当たることがあります。

注意点②：不正請求と認定された場合は、不正請求額に加えてその額に40%を乗じた額の支払いが課されることがあります。さらには、取消処分等の処分事由に該当することがあります。

ポイント：日頃から「報酬告示」や「留意事項通知」などに基づいて正しく報酬請求ができているか確認しましょう。

(4) 令和6年度実地指導 指摘事項

報酬—加算／指摘があったサービス種別

●人員配置体制加算（Ⅰ）／共同生活援助

- ・職員配置員数を毎月算出せず、算定要件を満たしているか確認していなかった
- ・算定要件を満たしていない期間があった

- ☞ ・ **基準の人員に加えて**、利用者数に応じて、一定数の世話人及び生活支援員を配置する必要があります。
- ・毎月算定要件の適合状況を確認してください。また、算定要件を満たしていない月がある場合は、速やかに市障害福祉課に届け出てください。

(4) 令和6年度実地指導 指摘事項

報酬—加算／指摘があったサービス種別

●医療連携体制加算(VII)／共同生活援助

- ・看護師により24時間連絡できる体制を確保していることが、連携する訪問看護ステーションとの契約書等に記載されておらず確認できなかった
- ・「重度化した場合の対応に係る指針」を定めていなかった

- ☞ ・措置を講じていることを契約書等にて定めてください。
 - ・「重度化した場合の対応に係る指針」については、書面等にてあらかじめ定め、入居の際に入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得てください。
- ※次ページにある指針に盛り込むべき項目を参照してください。

(4) 令和6年度実地指導 指摘事項

報酬—加算／指摘があったサービス種別

●医療連携体制加算(VII)／共同生活援助

- ・入居者又はその家族等から、「重度化した場合の対応に係る指針」の内容について入居の際に同意を得たか判然としない例があった
- ・「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目が不十分だった

- ☞ ・入居者又はその家族等から、重度化した場合の対応に係る指針の内容に同意を得る時は、文書を得る等、同意を得たことを明確化してください。
- ・「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目
 - *急性期における医師や医療機関との連絡体制
 - *入院期間中における指定共同生活援助等における居住費や食費の取扱い
 - *看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針

(4) 令和6年度実地指導 指摘事項

報酬—加算／指摘があったサービス種別

- 重度障害者支援加算／共同生活援助・短期入所
重度障害者支援加算について、当該加算の対象者のうち、強度行動障害（行動関連項目10点以上）を有する利用者がいるか確認していなかった
- ☞ ・当該加算算定者のうち、強度行動障害（行動関連項目10点以上）を有する利用者がいる場合、実践研修修了者は、以下について行ってください。
 - *当該利用者に支援計画シート等を作成する
 - *原則として週に1回以上、強度行動障害を有する利用者の様子を観察する
 - *3月に1回程度の頻度で支援計画シートを見直す

(4) 令和6年度実地指導 指摘事項

報酬—加算／指摘があったサービス種別

●夜間支援等体制加算（Ⅰ）／共同生活援助

夜間支援の内容を利用者ごとの個別支援計画に位置づけていなかった

- ☞ ・ 夜間支援従事者を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合に算定できます。

【夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態】

- * 夜勤従事者は常勤・非常勤を問わず、また夜間における支援を委託されたものであっても問題ありません。
- * 共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を専従で行う夜間支援従事者の配置が必要です。
- * 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて夜間支援を行いますが、その内容については、**個々の利用者ごとに計画に位置付ける**必要があります。
- * 一人で複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合、少なくとも一晩につき1回以上は住居を巡回する必要があります。

(4) 令和6年度実地指導 指摘事項

報酬—加算／指摘があったサービス種別

●日中支援加算（Ⅱ）／共同生活援助

日中支援従事者の勤務時間を、人員基準の生活支援員又は世話人の勤務時間と区別しておらず、人員及び加算の基準を満たしているか判然としなかった

- ☞ ・ 人員基準の生活支援員又は世話人の勤務時間（人員配置体制加算を算定する際の勤務時間を含む。）の勤務時間について区別し、人員及び加算の基準を満たすことを明確化してください。

(4) 令和6年度実地指導 指摘事項

報酬—加算／指摘があったサービス種別

●食事提供体制加算／短期入所

食事提供体制加算について、利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していなかった

- ☞ ・ 食事提供の体制を適切に整えている必要があります。以下の点に注意して下さい。
 - * 事業所の従業者又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認している
 - * 食事の提供を行った売位に、利用者ごとの摂取量を記録している
 - * 利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録している

(4) 令和6年度実地指導 指摘事項

報酬—加算／指摘があったサービス種別

●短期利用加算／短期入所

継続利用中の同一利用者に対し、一年間で30日を超えて算定している例があった

- ☞ ・ 短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間に算定できますが、その算定日数は一年間に通算して30日を限度としているため注意が必要です。